

盛岡市市税条例の一部改正について

平成19年3月28日
財 政 部
市 民 部

第1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法施行令の一部改正(今国会で審議中)に伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の上場株式等に係る軽減税率の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限の延長、租税条約に基づく保険料に係る所得控除の特例の創設、法人住民税法人税割の納税義務者に法人課税信託の引き受けを行う個人を追加、固定資産税の高齢者等居住住宅のバリアフリー改修時の特例措置及び鉄軌道用地の価格の特例の創設、たばこ税の特例税率の本則化、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額の引き上げなどを行うほか、その他必要な所要の規定の整備を行うものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容		適 用 関 係								
<p>1 個人住民税</p> <p>(1)上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限の延長 上場株式等に係る軽減税率の特例(所得税7%, 住民税3%(市民税1.8%))の適用期限を平成21年度まで1年延長する。</p> <p>(2)特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の適用期限の延長 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等1/2課税の特例の対象株式の適用期限を平成21年3月31日まで2年延長する。</p> <p>(3)租税条約に基づく保険料に係る所得控除の特例 租税条約に基づき、居住者が条約相手国の社会保険制度に保険料を支払った場合、その保険料を社会保険料控除(所得控除)と同様に取り扱う。</p>		<p>平成20年度分から適用</p>								
<p>2 法人市民税</p> <p>(1)法人税割の納税義務者の追加 新信託法に対応し、法人課税信託の引き受けを行う個人について、法人税割の納税義務者に新たに追加する。ただし、法人の均等割は課さない。</p>		<p>信託法の施行の日以後の年度</p>								
<p>3 固定資産税</p> <p>(1)住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設 高齢者、障害者等が居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間に、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの)を行なった場合、翌年度分の固定資産税に限り1/3減額(100㎡までを限度)する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(居住者要件)</td> <td style="width: 50%;">(対象となるバリアフリー改修工事)</td> </tr> <tr> <td>① 65歳以上の者</td> <td>① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配緩和 ③ 浴室の改良</td> </tr> <tr> <td>② 要介護認定又は要支援認定を受けた者</td> <td>④ トイレの改良 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差解消</td> </tr> <tr> <td>③ 障害者</td> <td>⑦ 引き戸への取替え ⑧ 床の滑り止め化</td> </tr> </table> <p>納税者は、改修後3ヶ月以内に、工事明細書・写真等の関係書類を添付して市に申告する。</p>		(居住者要件)	(対象となるバリアフリー改修工事)	① 65歳以上の者	① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配緩和 ③ 浴室の改良	② 要介護認定又は要支援認定を受けた者	④ トイレの改良 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差解消	③ 障害者	⑦ 引き戸への取替え ⑧ 床の滑り止め化	<p>平成20年度から23年度まで適用</p>
(居住者要件)	(対象となるバリアフリー改修工事)									
① 65歳以上の者	① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配緩和 ③ 浴室の改良									
② 要介護認定又は要支援認定を受けた者	④ トイレの改良 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差解消									
③ 障害者	⑦ 引き戸への取替え ⑧ 床の滑り止め化									

改 正 内 容	適 用 関 係								
<p>(2) 鉄軌道用地の評価方法の改正に伴う価格の特例措置</p> <p>鉄軌道用地の評価について、「複合的利用に供する鉄軌道用地」の区分を設け新たな評価方法を定めた。価格据置年度ではあるが、平成19年度及び平成20年度において、価格の特例措置が設けられた。</p> <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道用地：原則として沿接する土地の価格の3分の1で評価 ・「専ら（8割以上）運送の用に供する駅舎等」以外のものの用地 ⇒宅地として評価 <p>【改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道用地：原則として沿接する土地の価格の3分の1で評価〈従来どおり〉 ・複合利用鉄軌道用地：鉄道施設と商業等施設の床面積等の割合で敷地を按分して評価 <p>〈鉄軌道用地の価格の特例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度課税標準 沿接する土地又は附近の土地の平成18年度分の価格に比準する価格で課税台帳等に記載された価格とする。 ・平成20年度課税標準 平成19年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に記載された価格とする。 	平成19・20年度分に適用								
<p>4 市たばこ税</p> <p>(1) 市たばこ税の特例税率の本則化</p> <p>条例附則に規定されている特例税率を廃止し、その税率を条例本則税率とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市たばこ税</td> <td style="text-align: center;">本則</td> <td style="text-align: center;">3,064円/1,000本 → 3,298円/1,000本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附則</td> <td style="text-align: center;">3,298円/1,000本 → 廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>この改正によるたばこ税増減収額は生じない。</p>	区 分	現 行	改 正 後	市たばこ税	本則	3,064円/1,000本 → 3,298円/1,000本	附則	3,298円/1,000本 → 廃止	平成19年度分から適用
区 分	現 行	改 正 後							
市たばこ税	本則	3,064円/1,000本 → 3,298円/1,000本							
	附則	3,298円/1,000本 → 廃止							
<p>5 国民健康保険税</p> <p>(1) 医療分の課税限度額の改正</p> <p>医療分の課税限度額を56万円に引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医療分の課税限度額</td> <td style="text-align: center;">53万円</td> <td style="text-align: center;">56万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改 正 後	医療分の課税限度額	53万円	56万円	平成19年度分から適用		
区 分	現 行	改 正 後							
医療分の課税限度額	53万円	56万円							
<p>6 その他所要の規定の整備</p> <p>その他必要な所要の規定の整備を行うものである。</p>									

第3 施行期日

1の(1)、1の(2)、1の(3)、3の(1)、3の(2)、4の(1)及び5の(1)については、平成19年4月1日。

2の(1)については、新信託法の施行の日。